

京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第144号）（身体障害者リハビリテーションセンター）

- 1 京都市身体障害者リハビリテーションセンターにおいて実施する病院としての事業及び補装具製作施設としての事業を廃止することとしました。
- 2 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の施行により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部が改正されることに伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。ただし、第2条第2号及び第3号の改正規定は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第144号

京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第5条第11項」を「第5条第10項」に改め、同条第3号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改め、同条第4号及び第5号を削り、同条第6号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

第5条を削る。

第6条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「制限し、又は入院の承認を取り消す」を「制限する」に改め、同条第1号中「かけ、」を「掛け、」に、「かける」を「掛ける」に改め、同条を第5条とする。

第7条第2項を削り、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

第2条第1号に掲げる事業に関しセンターを利用する者のうち診察を受ける者は、健康保険法第76条第2項の規定に基づく厚生労働大臣の定めるところにより算定した額又は高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の範囲内において別に定める額の使用料又は手数料を納入しなければならない。

第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号及び第3号の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

(身体障害者リハビリテーションセンター)